

令和7年度 【いじめ防止基本方針】

宮古島市立久松中学校

1 いじめの定義

(1) 「いじめ」とは

生徒等に対して当該生徒等が在籍する、学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が、行う「心理的」または「物理的」な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となる生徒等が苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

例1：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。

例2：意図的に仲間はずれにすることや集団による無視をされること。

例3：遊ぶフリをしてたたかれたり、蹴られたりする。

例4：金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。

例5：嫌なことや恥ずかしいことを言われたりすること。

例6：危険なことをされたり、させられたりすること。

例7：パソコンや携帯、スマホ等で誹謗中傷や嫌なことをされること 等

(2) いじめない生徒を育てるために

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、教職員が生徒達に愛情を持ち、配慮を要する子ども達を中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒達に自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをさせていく。

(3) 職員が理解しておくべきこと

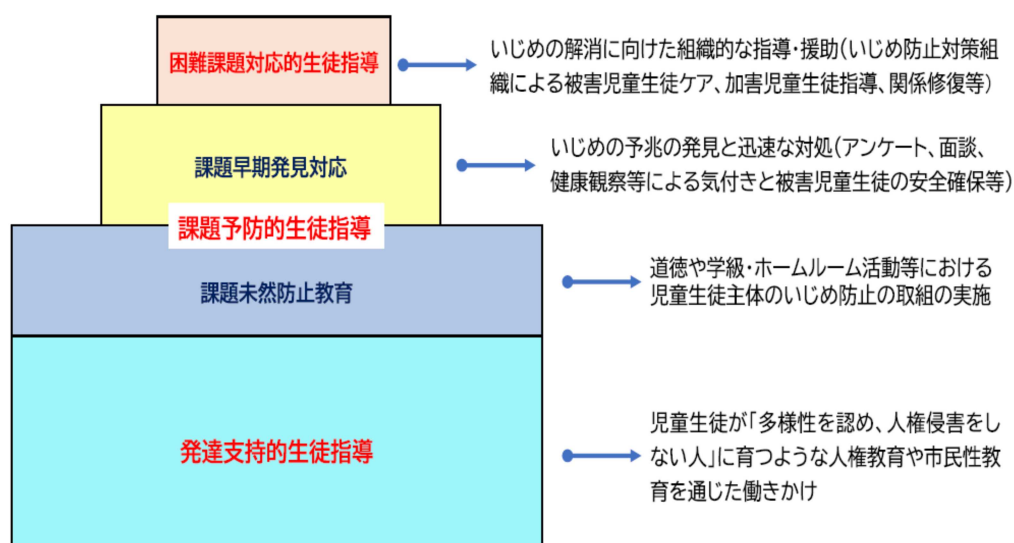
いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が子ども達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが「認められた」と自己肯定感に繋がり、生徒達を大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

分かりやすい授業づくりを進めるためには、教職員間でお互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、お互いで尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、全ての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

(4) 声かけのタイミング

生徒達の自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人一人の様子をしっかりと観察、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

(5) いじめ対応の重層的支援構造（『生徒指導提要』令和4年12月より）



2 いじめ防止に関する本校の基本方針

いじめは「どの子にも、どの学級にも起こりえる」、「誰もが加害者にも被害者にもなりうる」と考えることを基本とする。学校生活や日常生活の行動面で把握したことは、軽微に捉えずに将来において、深刻ないじめに発展する可能性があるなど、一見、じゃれあいに見えるところから気付かないうちに、いじめに発展してしまう場合が多い。「この程度なら…」と考えず、子ども達の変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、いじめの「未然防止」→「早期発見」→「対処」にあたる。

本校では、『弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせる。

いじめは子どもの成長にとって、必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。』『いじめの問題に全く無関係な子どもはいない』との基本認識に立つ。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名 称…「いじめ防止対策委員会」…本校は「生徒支援委員会」に組み込みます。

(2) 構成員…校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター。ケースによってSC、SSW、関係機関、外部専門家。

(3) 役 割

- ① いじめ基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめ問題の対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施（アンケートや相談等）
- ⑥ 各取り組みの有効性のチェック
- ⑦ いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

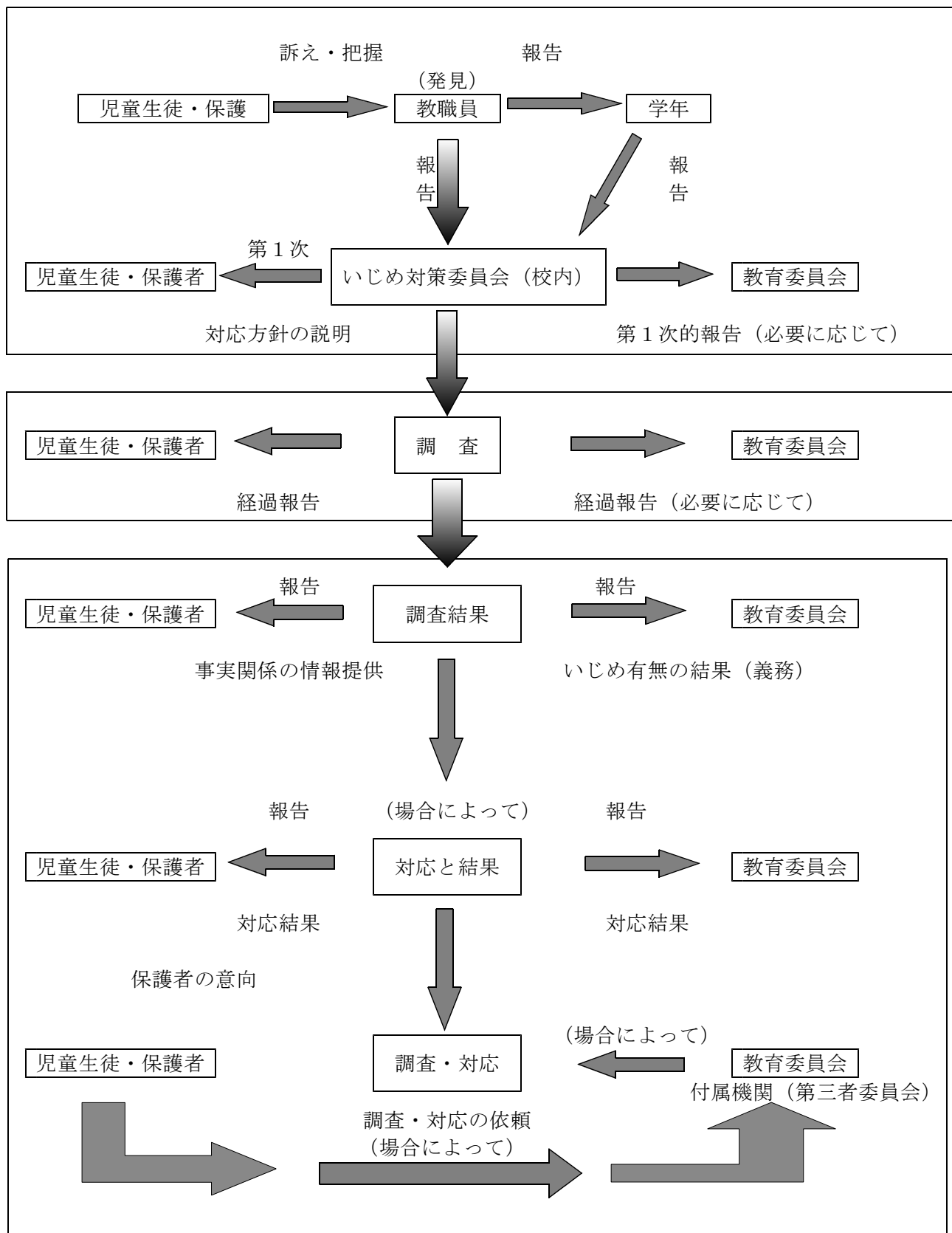
基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	いじめ防止対策委員会	学年・学級、全職員での取り組み
1 学 期	4月…いじめ防止基本方針の確認 5月…アンケートや教育相談結果の確認 6月…教育相談後の情報交換会 7月…1学期の取り組みの反省 2学期以降の取り組みの検討	4月…いじめ防止基本方針の確認 5月…アンケートや教育相談結果の確認 6月…教育相談後の情報交換会 ※生徒支援委員会への生徒情報は、 毎週、報告する。
2 学 期	9月…アンケートや教育相談結果の確認 10月…人権週間の取り組み内容の検討 12月…2学期の取り組みの反省 3学期以降の取り組みの検討	9月…夏休み中の生徒の様子について情報 交換（職員会議） アンケートや教育相談の実施 10月…教育相談後の情報交換会 ※生徒支援委員会への生徒情報は、 毎週、報告する。
3 学 期	1月…アンケートや教育相談結果の確認 3月…3学期の取り組みの反省と来年度の 取り組みの検討	1月…冬休み中の生徒の様子について情報 交換（職員会議） アンケートや教育相談の実施 アンケートや教育相談結果の確認 2月…教育相談後の情報交換会 ※生徒支援委員会への生徒情報は、 毎週、報告する。
定期的取り組み ☆生徒指導情報提供 ☆毎月1回「学校生活アンケート」の実施 ☆毎週1回の生徒支援委員会への情報提供（細かな生徒情報の情報共有・行動共有）		

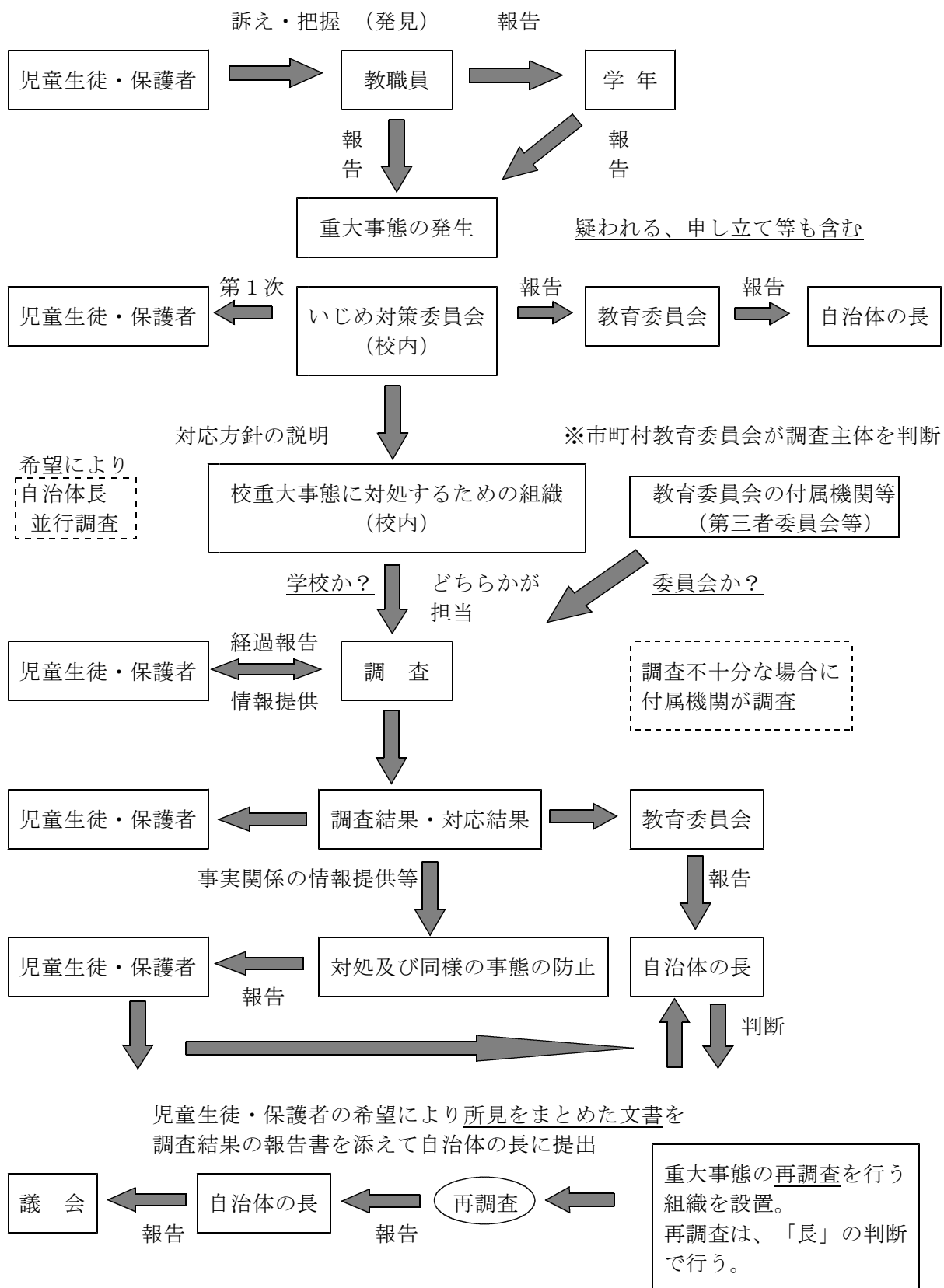
5 対応の流れ

(1) 通常対応フロー図

「いじめ防止対策推進法」第23条 いじめに対する措置

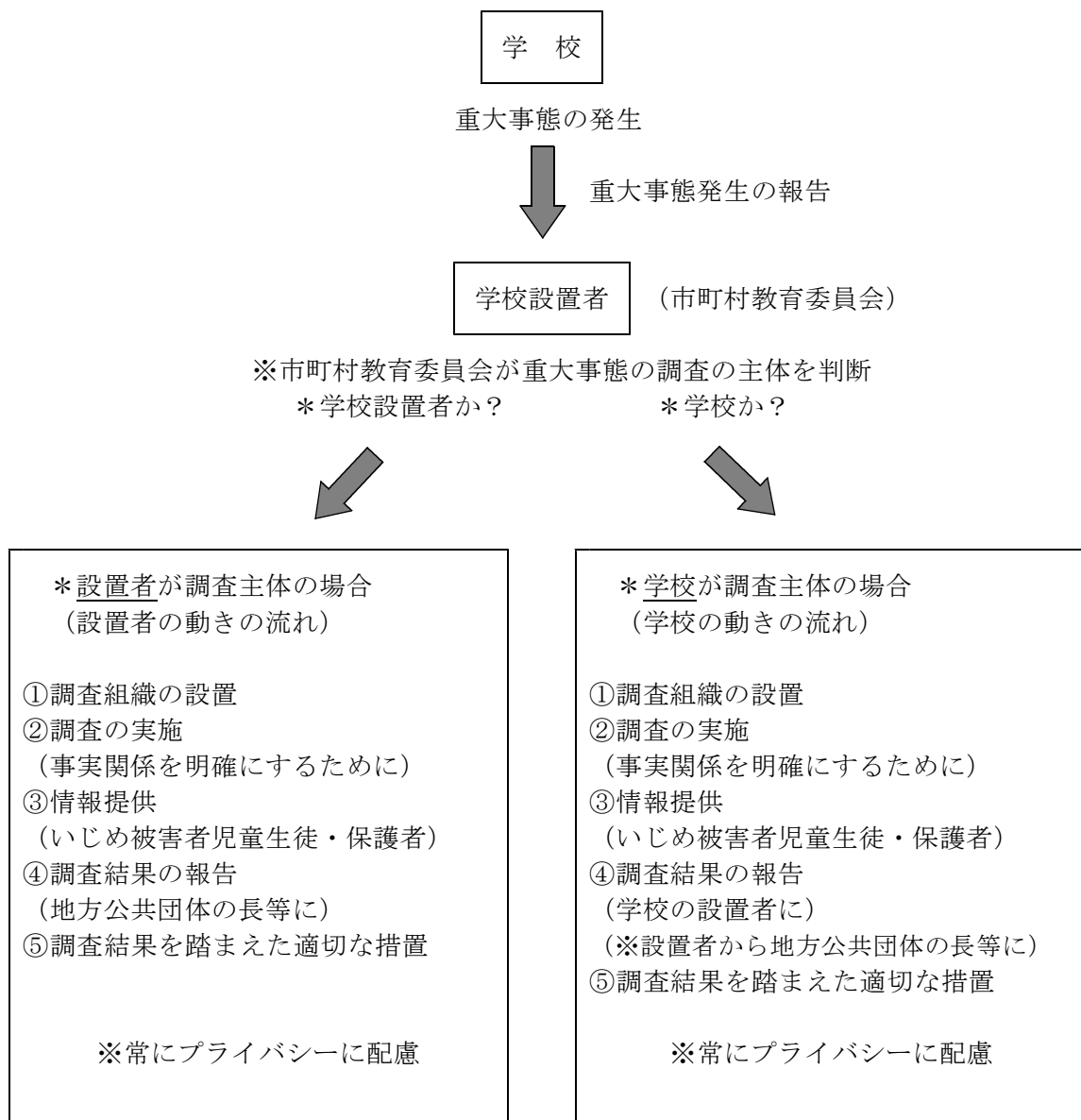


(2) 重大事態発生の事案対処等のフロー図
「いじめ防止対策推進法」第28条重大事態への対処



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。

【重大事態対応のフロー図：学校対応または委員会対応の場合】

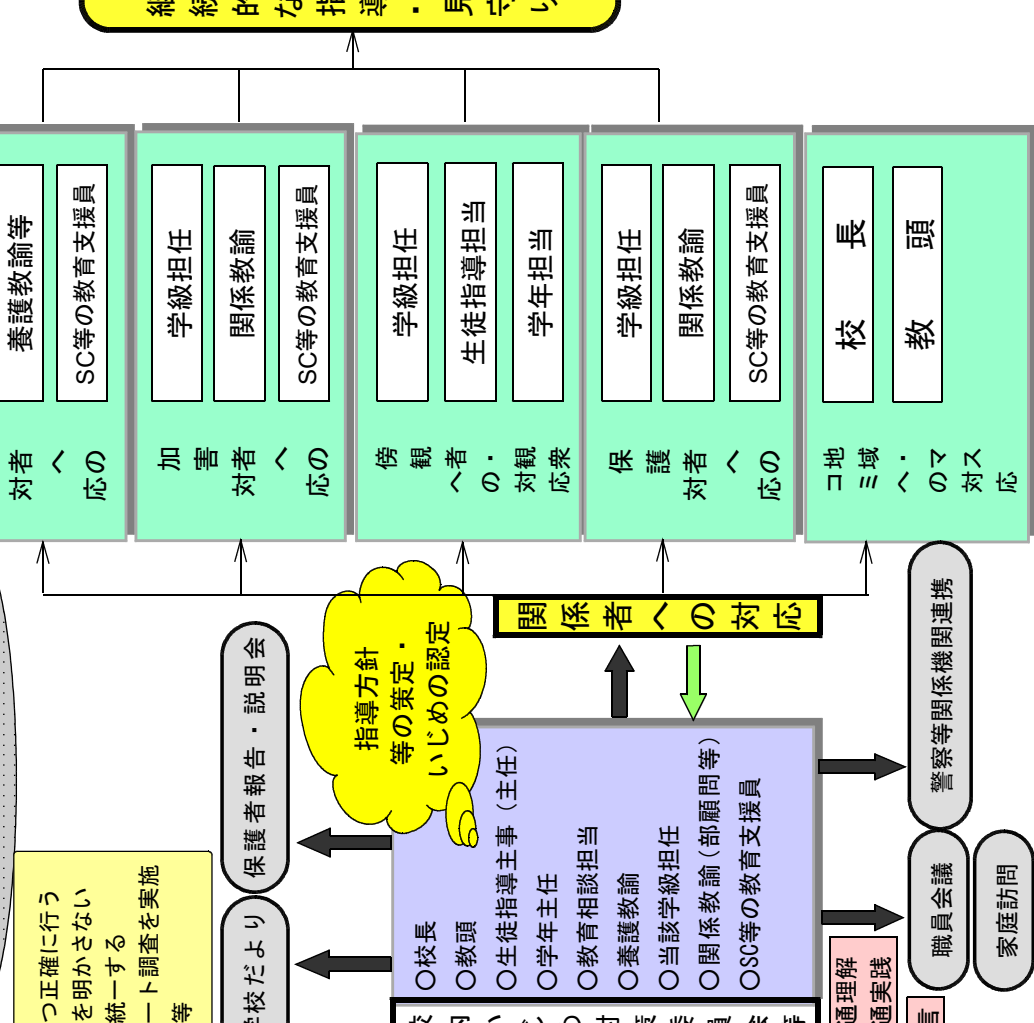


沖縄県教育庁義務教育課

いじめ問題対応の基本的認識：いじめは相手の人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為である。

- いじめは絶対に許されない犯罪行為であるという強い認識に立つ
- いじめを受けた被害者に寄り添い、親身に対応を行う
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題である
- いじめ問題をいじめ「重大事態」に発展させない
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要である

迅速かつ組織的に対応



いじめ防止のための校内体制

いじめを許さない学校づくり

- ☐ 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- ☐ いじめを許さない雰囲気醸成する取組の充実
- ☐ いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- ☐ いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- ☐ いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- ☐ いじめが解決（少なくとも3ヶ月を目安）したと見られる場合でも、教職員は継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

観察・情報収集

- ☐ 日常的な観察
- ☐ いじめチェック表の活用
- ☐ 定期的なアンケート調査の実施
- ☐ メモの活用
- ☐ 教職員間の情報交換
- ☐ 保護者等からの情報提供 等

保護者

- ☐ いじめの事実を正確に伝える。
- ☐ 本人を守るという姿勢を示す。
- ☐ 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- ☐ 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

いじめられている児童生徒

- ☐ 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ☐ 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ☐ 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。
- ☐ 回復：人間関係(交友関係)の確立を目指す。
- ☐ 成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- ☐ 心理的ケアを十分に行う。

校内いじめ対策委員会
—組織的対応—

- ☐ 校長 ☐ 教頭 ☐ 生徒指導主事（主任）☐ 学年主任 ☐ 養護教諭
 - ☐ 教育相談担当 ☐ 当該学級担任 ☐ 関係教諭 ☐ スカウトリーダー 等
 - ☐ その他
- ＜内容＞
- ・いじめ防止の「学校基本方針」の策定（見直しと再構築、学校評価への対応、HP等での公表）※「行動計画」として位置付け
 - ・いじめ事案への対応（解決、解消に向けた対応及び「重大事態」に発展させない対応等）や指導方針等の協議
 - ・いじめの認定といじめ発見のための調査
 - ・「チーム学校」としての関係機関との連携
 - ・保護者への対応 等

職員会議

学年会

役割連携
組織的対応

いじめの把握

関係者への対応

観衆・傍観者等

- ☐ 自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせる。
- ☐ 道徳科や学級活動等を通して、観衆・傍観者等を「仲裁者」や「相談者」となるよう人間性成長を促す。
- ☐ 日頃から人権意識(感覚)を育む
- ☐ 組の充実を図る。
- ☐ 「人権の日」の取組の充実を図り、学年及び学校全体への指導を行う。

いじめの早期発見・早期対応

- ☐ 「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- ☐ いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- ☐ 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- ※「重大事態」に発展させない
- ☐ 報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- ☐ いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- ☐ いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- ☐ 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、市町村教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対応する。
- ☐ 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。
- ☐ いじめ解決後も継続的な指導支援に努める。

再発防止

- ☐ 児童生徒の心を育てる
- ・生命尊重・人権尊重
- ・思いやりの心 等
- ☐ 教師の心・技を磨く
- ☐ 組織的対応力を高める

いじめている児童生徒

- ☐ 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- ☐ 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- ☐ 内省：いじめられた子どものつらさに気づかせる。
- ☐ 処遇：課題解決のための援助を行う。
- ☐ 回復：体験活動等を通じて所属感を高める。
- ☐ 心理的ケアを十分に行う。

保護者

- ☐ いじめの事実を正確に伝える。
- ☐ 保護者の心情(怒り、不安、自責の念等)を理解する。
- ☐ 被害者への謝罪の意義を伝える。
- ☐ 子どもの立ち振る舞いに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

学校（職員の同僚性・協働性）・家庭・地域社会・関係機関（警察等）

いじめの「重大事態」の対応

学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告 ⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（法に基づく義務）

「重大事態」の理解

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態「1号重大事態」） ※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（不登校重大事態「2号重大事態」）
- ※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものと見て報告・調査等に当たる。
- 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

いじめの「重大事態」の発生報告、調査の手順（概要）

※学校は「重大事態」として判断後、自殺等重大事態の場合は当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は7日以内に発生報告

- 1 学校は設置者及び国、県教育委員会に発生報告（令和5年3月文部科学省 いじめ重大事態に関する国への報告について 様式1）

2 調査に向けた準備

判断1 調査の主体は学校又は学校の設置者

判断2 調査の規模、設問内容等の調整等

■設置者が調査主体の場合：
調査組織の設置、調査の実施

- 設置者が調査主体となる場合、外郭の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時からの設置を。

■学校が調査主体の場合：
必要な指導及び支援

- 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

〈調査組織について〉

公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

※こども家庭庁いじめ調査アドバイザー自治体からの要請に応じ、委員の人選に関する助言、中立・公平性のある調査方法等について助言を行う。

・令和5年9月 こども家庭庁

5 調査実施

〈被害、加害児童生徒について〉
本マニュアルの4、5ページに示す、対応を引き続き行う。

3 被害、加害児童生徒及び保護者へ調査内容等の説明

4 国及び県教育委員会に調査開始の報告（" 様式2）

6 調査結果を被害、加害児童生徒へ説明

7 調査結果を設置者（教育委員会）を通じて地方公共団体の長に報告（法に基づく義務）

8 調査結果を設置者（教育委員会）を通じて国、県教育委員会に報告（調査報告書の提出）

9 再調査の実施等（以後、手順3～8に同じ）

〈参考〉

- ・令和5年3月文部科学省 いじめ重大事態に関する国への報告について
- ・平成29年3月文部科学省 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」